池田町介護保険要介護認定等に係る資料の提供等に関する取扱要綱

（平成 26 年 3 月 18 日制定）

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき行う要介護認定・要支援認定の関係資料について、被保険者本人等への開示及び介護（介護予防）サービスの有効かつ適切な提供に資するための事業者等への提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　居宅サービス等　法第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。

(2)　要介護認定等　法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定及び同条第 2 項に規定する要支援認定をいう。

(3)　提供等　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 1 項に規定する保有個人情報の提供及び同法第 76 条第 1 項に規定する保有個人情報の開示をいう。

(4)　介護老人福祉施設等　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム等の入所及び入居を行う施設をいう。

(5)　介護サービス計画等　次に掲げる計画をいう。

ア　居宅サービス計画

イ　介護予防サービス計画（総合事業のケアマネジメントを含む。）

ウ　施設サービス計画

エ　特定施設サービス計画

オ　介護予防特定施設サービス計画

カ　小規模多機能型居宅介護計画

キ　介護予防小規模多機能型居宅介護計画

ク　認知症対応型共同生活介護計画

ケ　介護予防認知症対応型共同生活介護計画

コ　地域密着型特定施設サービス計画

サ　地域密着型施設サービス計画

(6)　主たる介護者　要介護認定等を受けた被保険者を現に介護している者であって、当該被保険者の状況を熟知し、介護の中心的役割を果たしている者をいう。

（提供等の要件）

第 3 条　要介護認定等に係る関係資料の提供等は、介護保険制度を円滑に運営し、被保険者の福祉の向上を図る観点から、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

(1)　介護サービス計画等の作成に必要な場合

(2)　要介護認定等の内容を確認する場合

(3)　適切な居宅サービス等の提供に必要な場合

(4)　介護老人福祉施設等の入所手続き及び入所判定に必要な場合

（提供等の対象資料）

第 4 条　提供等の対象となる要介護認定等に係る関係資料（以下「対象資料」という。）は、町が行う要介護認定等の過程で作成される次に掲げるものとする。

(1)　介護認定審査会資料

(2)　認定調査票（特記事項を含み、調査実施者が特定される部分を除く。）
(3)　主治医意見書（作成した主治医の同意がない場合は除く。）
(4)　要介護等認定結果

（提供等の対象者）

第5条　対象資料の提供等は、次に掲げる者の申請に基づいて行うものとする。
(1)　対象資料に係る被保険者本人（以下「本人」という。）
(2)　成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人
(3)　主たる介護者及び親族並びにそれに準ずる者（以下「親族等」という。）
(4)　本人と居宅サービス等の提供に係る契約を締結している又は締結を予定している事業者等（当該事業者等の事業所の職員その他の従業員を含む。）
(5)　その他町長が必要と認める者

（申請の手続）

第6条　対象資料の提供等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護保険要介護認定等に係る資料の提供等申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2　申請者が前条第3号から第5号までの者である場合は、申請書の被保険者同意欄への本人の自署又は記名押印を要するものとする。

3　前項の場合において、前条第2号に規定する者が当該同意欄への署名等を代筆する場合は、次条第2号に定める書類を申請書に添付しなければならない。

（申請者の確認）

第7条　町長は、申請者について、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める書類により確認しなければならない。
(1)　申請者の本人確認　個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署等が発行した身分証明書等
(2)　申請者が第5条第2項に規定する者であることの確認　戸籍謄本、登記事項証明書、委任状その他代理人の資格を証明する書類
(3)　申請者が本人と契約関係等にある事業者であることの確認　介護支援専門員等の資格を有していること又は本人と契約関係にあること等を証明できる書類。ただし、申請者が本人からの池田町介護保険条例施行規則（平成12年規則第26号）第12条の規定による届出に記載された事業者と同一である場合は、当該届出をもって確認することができるものとする。

（提供等の決定）

第8条　町長は、第6条の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、提供等の可否を決定し、介護保険要介護認定等に係る資料の提供等決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に対して通知するとともに、申請に係る対象資料の写しを交付する。なお、却下の決定をした場合は、その理由を付するものとする。

2　前項の規定により交付する写しの部数は、同一の申請者につき1部とする。

3　第1項の交付は、当該申請者が希望する場合は、郵送により受けることができる。

（提供を受けた者の遵守事項）

第9条　前条の規定により対象資料の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第5条第4号に規定する者が交付を受けた場合にあっては、居宅サービス等に係る契約が終了し、又は解除された後も、また同様とする。
(1)　交付を受けた対象資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を当該提供の依頼の目的以外に使用しないこと。
(2)　本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に漏らさないこと。

(3)　本人の同意を得ることなく、交付を受けた対象資料を申請書に示した利用目的以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
(4)　交付を受けた対象資料を厳重に保管し、紛失し、又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、当該対象資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。
(5)　交付を受けた対象資料は、申請書に示した利用目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに当該対象資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提出するか、又は責任をもって破棄すること。
(6)　本人又は町長から交付を受けた対象資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じること。
２　申請者は、第6条の規定による申請を行うに際しては、申請書により前項各号に規定する事項の遵守を約するものとする。
（遵守事項違反に対する措置）
第10条　町長は、本要綱に基づき提供等を受けた申請者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、以後、その者に対して対象資料の提供等を行わないことができる。
（費用の負担）
第11条　本要綱に基づく提供等に係る対象資料の写しの作成に要する費用は、無料とする。
２　第8条第3項の規定により郵送による交付を受ける場合は、申請者は送付に要する実費を負担しなければならない。
（その他）
第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
附　則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附　則
この要綱は、令和4年12月1日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。